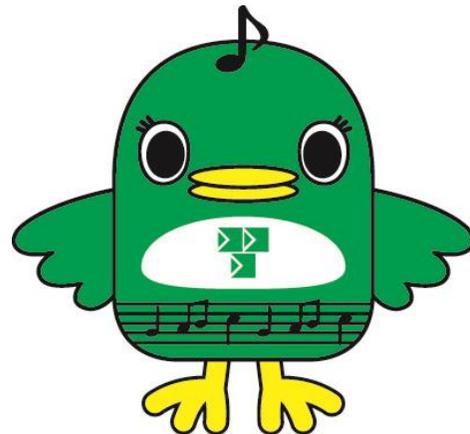


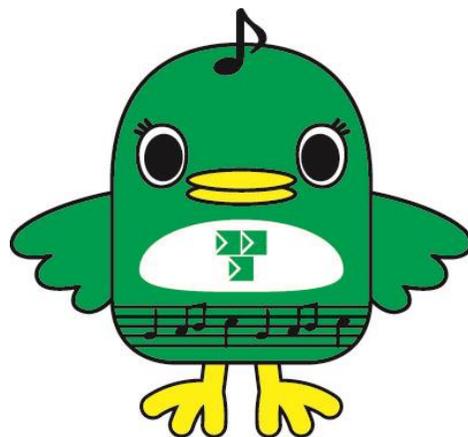
報告事項②

# 医療保険制度改革について



平成29年9月28日  
協働経済部 国保年金課

# ○国保運営の都道府県化

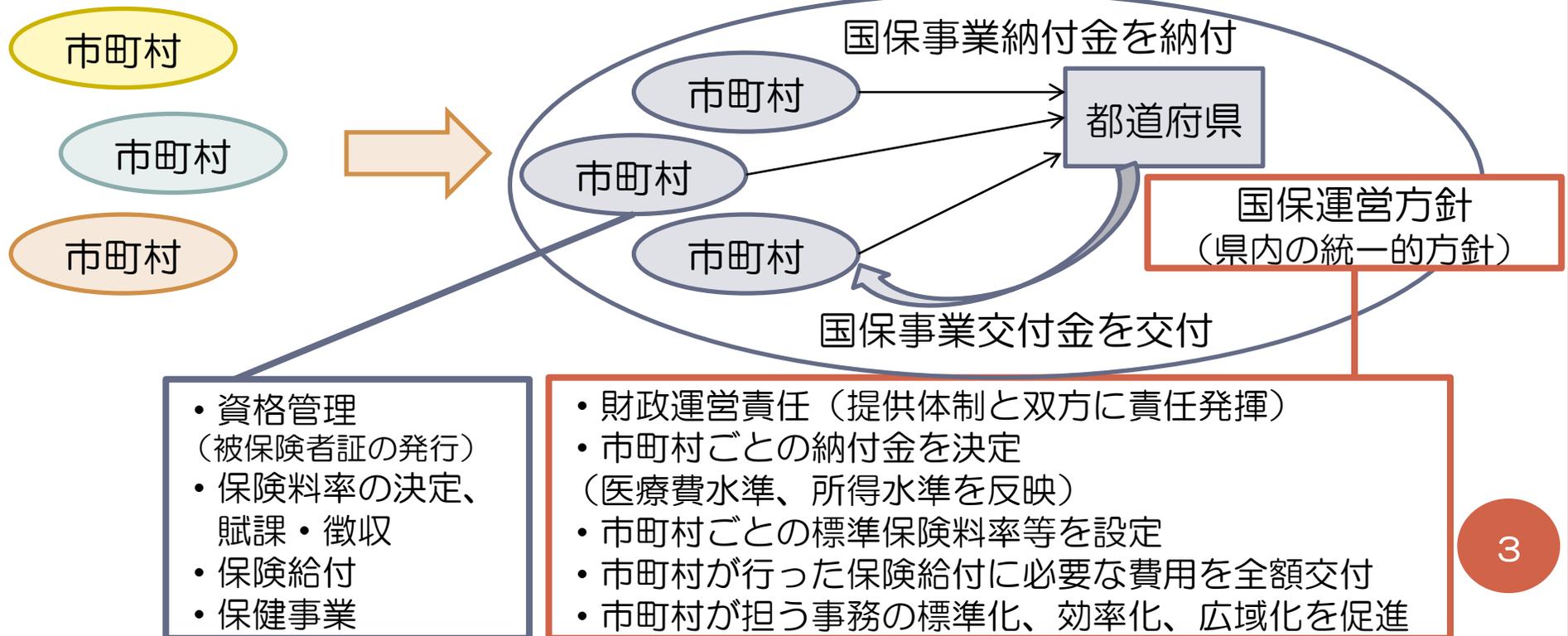


# ●国保運営の都道府県化

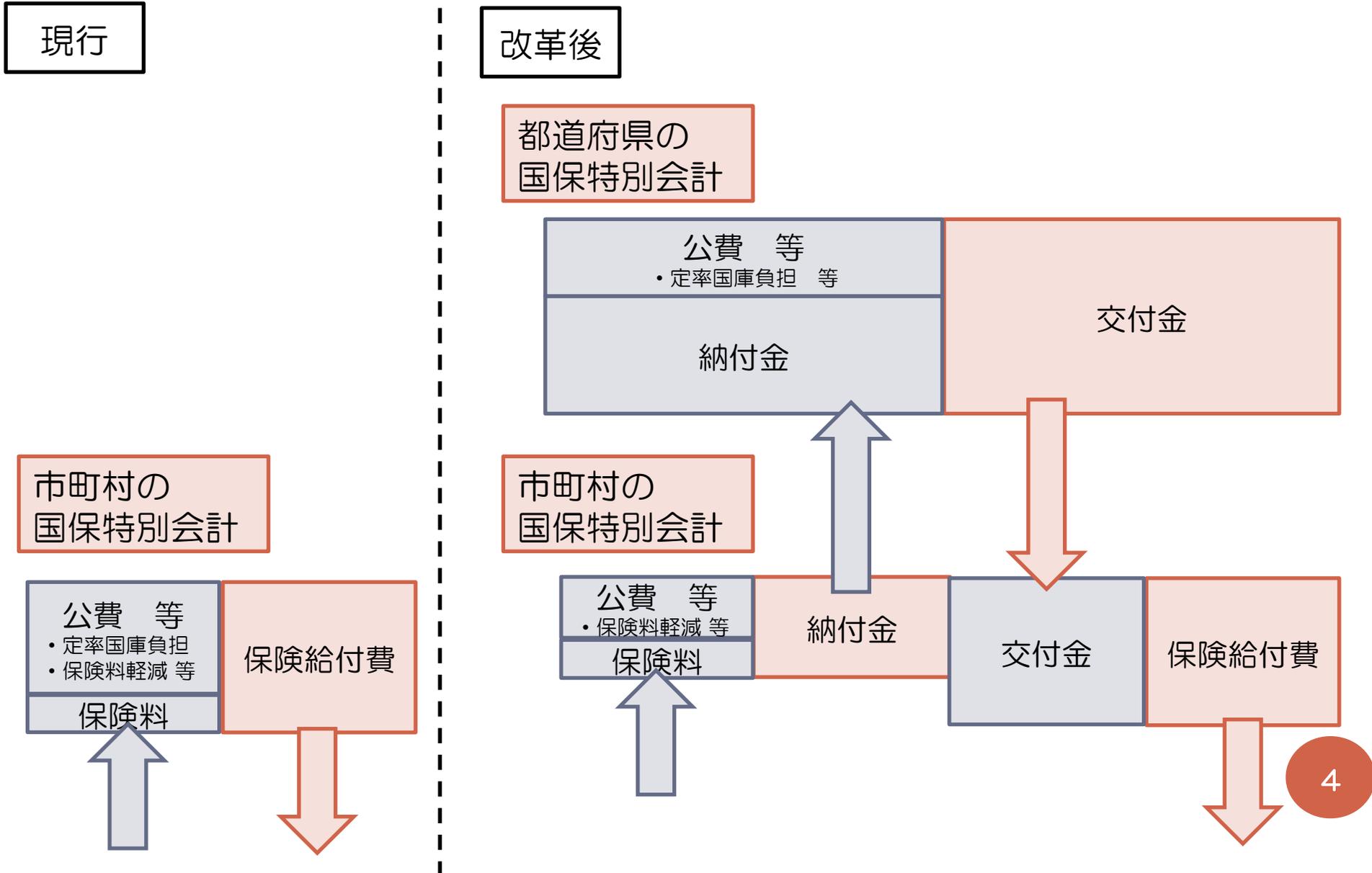
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
- 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】  
市町村が個別に運営

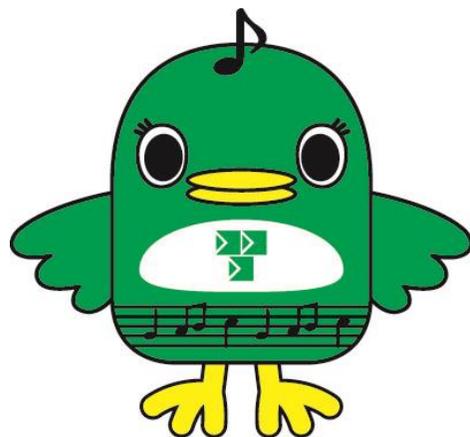
【平成30年度から】  
都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



# ●国保財政の仕組み（イメージ）



# ○国保事業費納付金 及び標準保険料率



# ●納付金ガイドラインの策定

平成28年4月

平成29年6月

一部改定

国民健康保険における納付金及び  
標準保険料率の算定方法について  
(ガイドライン)

【平成30年度以降】

都道府県

市町村

- 市町村ごとの**納付金**を決定  
(医療費水準・所得水準を考慮)
- 納付金を納めるために  
必要な**標準保険料率**の提示

- 徴収した保険料等を財源として  
**納付金**を都道府県に支払い

# ●納付金ガイドラインの概要①

## 納付金の原則的考え方

○納付金は医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分にそれぞれ分けて算定を行い、最後に合算した額が当該市町村の納付金総額となる。それぞれ以下の調整を行う。

	全体調整	個別調整
医療費分	年齢調整後の医療費水準、所得水準による調整	その他特別な事情を考慮
後期高齢者支援金分、 介護納付金分	所得水準による調整	—

○納付金は一度算定し配分を確定させた場合には、市町村の国保運営の安定化のため、年度途中の修正、精算等を行わないことを原則とする。

# ●納付金ガイドラインの概要②

## 納付金算定の手順（医療費分）

※後期高齢者支援金分・介護納付金分は、所得水準による調整のみを行う。

### 納付金総額の算定

○医療給付費の見込みから、前期高齢者交付金や国庫負担などの公費等を見込みを差し引き、都道府県全体で集めるべき納付金の総額を算出

### 医療費水準による調整

千葉県では全額調整の予定（ $\alpha = 1$ ）

○年齢調整後の医療費水準により調整を行い、当該水準を反映させた納付金の配分をする。  
 （都道府県内で統一の保険料水準とする観点から、当該調整を反映させないようにすることも可能）

### 所得水準による調整

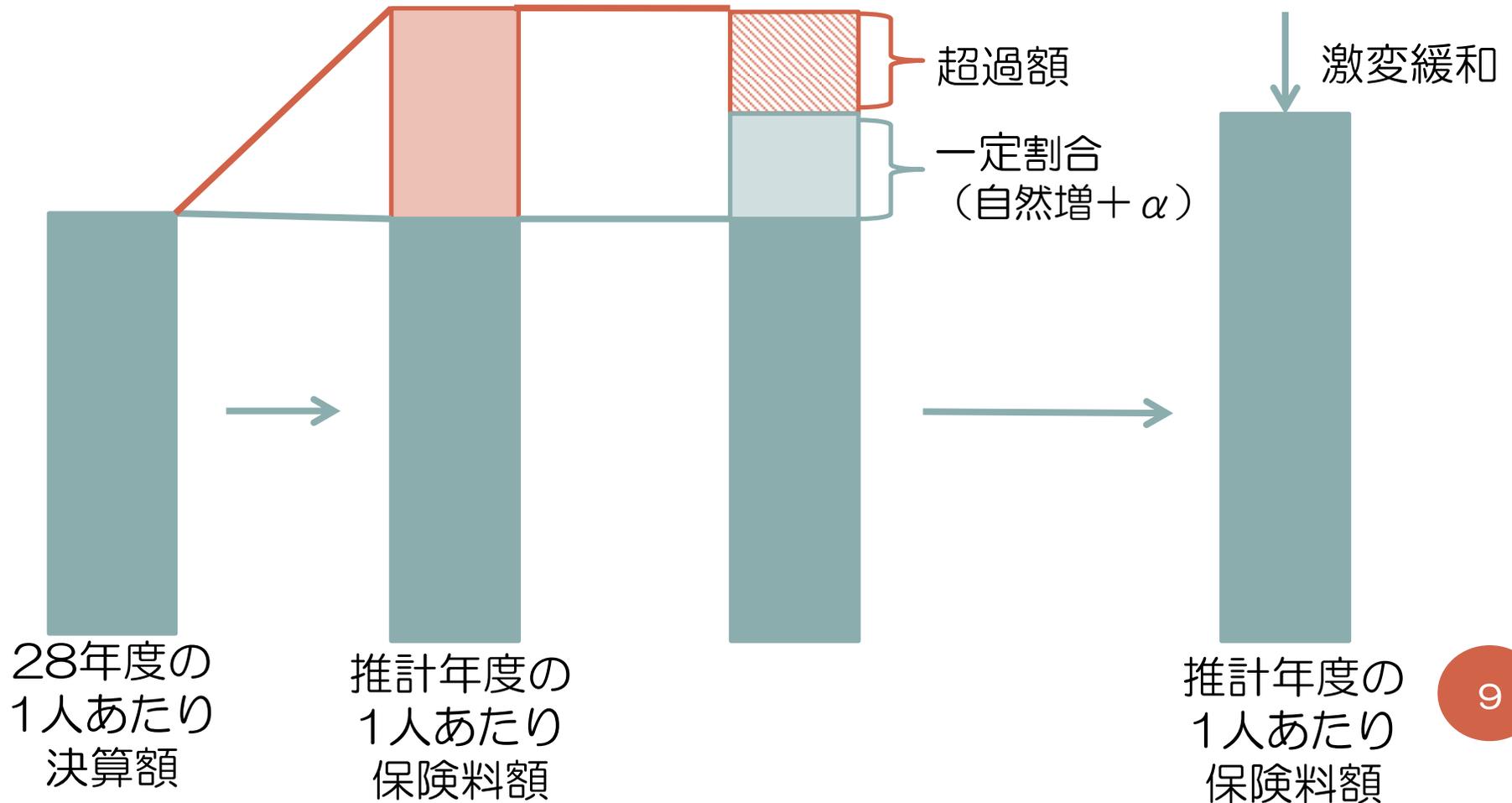
千葉県では全額調整の予定  
 （ $\beta = \text{千葉県の平均所得} / \text{全国の平均所得}$ ）

○納付金で集めるべき総額のうち、およそ半分を市町村の所得シェアに応じて配分、残りを市町村の被保険者数のシェアにより配分。  
 （その比率については、当該都道府県の所得水準に応じて決定。）

●納付金ガイドラインの概要③

激変緩和措置の考え方

千葉県では県繰入金と  
特例基金を活用して  
激変緩和を実施予定



# ●納付金ガイドラインの概要④

## 標準保険料率の原則的考え方

○標準保険料率は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の納付金額に応じてそれぞれ分けて算定する。  
 その際、下記の3つの保険料率を算定する。

都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による 当該都道府県の保険料率の 標準的な水準を表す
市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による 市町村ごとの保険料率の 標準的な水準を表す
各市町村の 算定基準にもとづく 標準的な保険料率	各市町村に配分された納付金を 支払うために必要な各市町村の 算定基準にもとづく保険料率

# ●納付金ガイドラインの概要⑤

## 標準保険料率の算定の手順（医療費分）

※後期高齢者支援金分・  
介護納付金分も同様。

### 納付金額からの調整

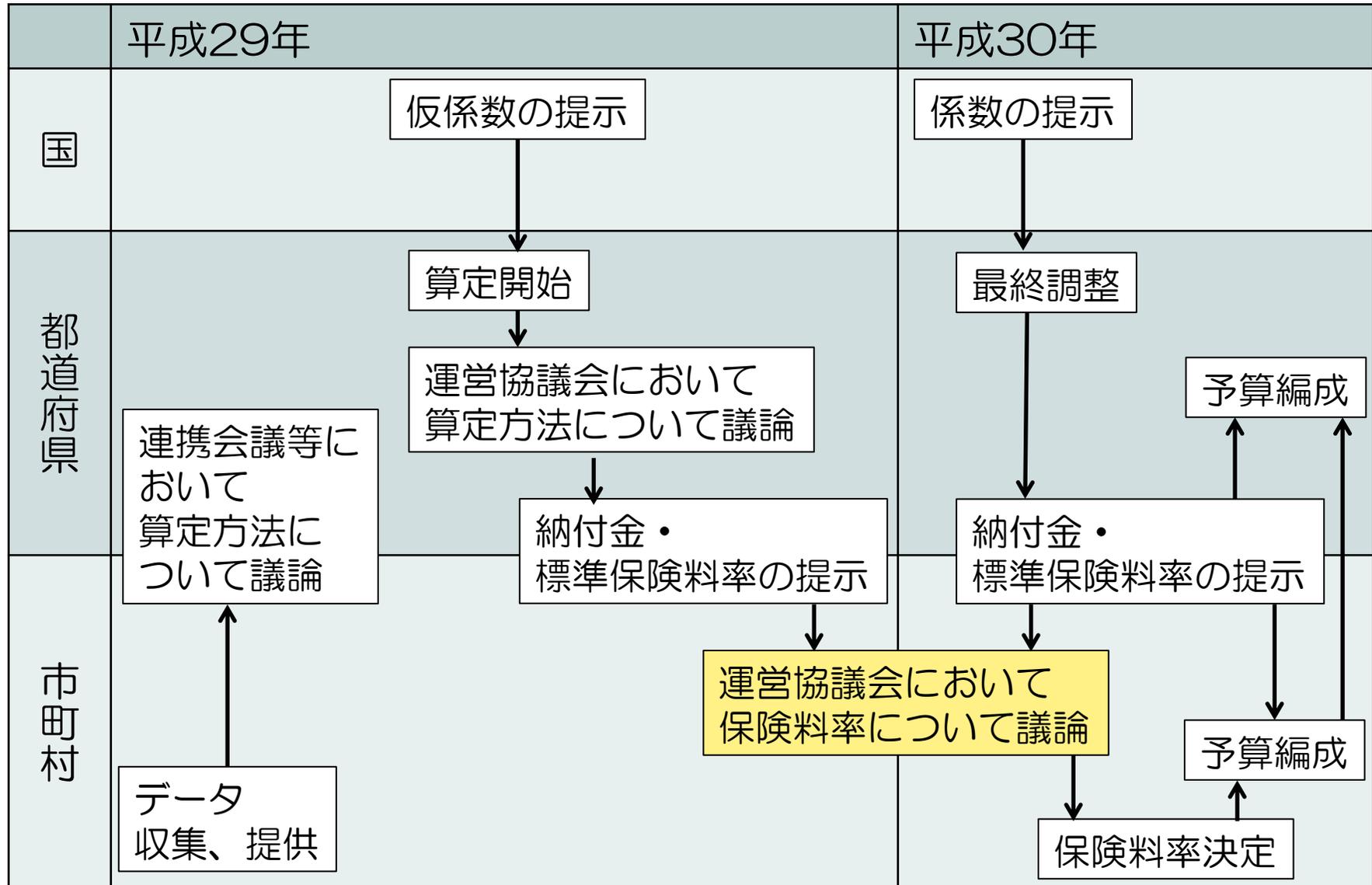
○医療分の納付金額から保険者支援制度や国の特別調整交付金など当該市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など、保険給付費等交付金の対象となっていない費用については、各市町村個別に、それぞれの納付金額に加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

### 収納率による調整

○標準保険料率の算定に必要な保険料総額を都道府県が定める標準的な収納率で割り戻して調整した後に、当該市町村の被保険者数や総所得金額、算定方式等に基づき、標準保険料率を算定する。

# ●納付金・標準保険料率算定までの流れ

(イメージ)



# ○財政支援の拡充

13



## ●国保への財政支援の拡充

平成26年度実施の低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模
- ※被保険者一人あたり、約1万円の財政改善効果

### <平成27年度から実施>

○低所得者対策強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約1,700億円）

### <平成30年度から実施>（毎年約1,700億円）

- 財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等）
- 保険者努力支援制度（医療費適正化に向けた取組み等に対する支援）
- 財政リスクの分散・軽減対策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応 等）

## ●保険者努力支援制度

平成30年度から約800億円規模で予定

平成28年度に特別調整交付金の一部を活用して前倒し実施  
(150億円規模)

平成28年度保険者努力支援制度前倒し分の状況

	点数	順位	交付額
全国	198.67点		150億円
千葉県	188.33点	34位／47都道府県	約7.6億円
習志野市	193点	23位／54市町村	約1,600万円

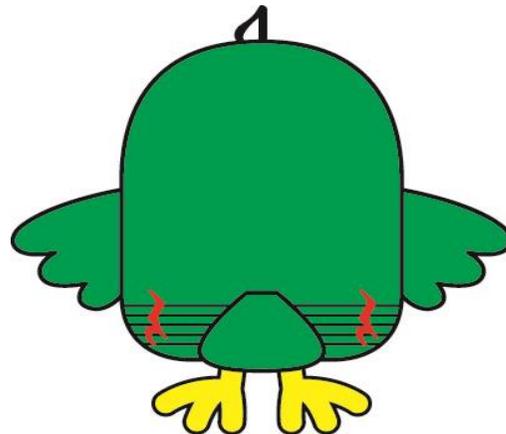
※全国、千葉県の点数は平均、交付額は総額としています。

千葉県平均を上回ったものの、全国平均より低い

報告事項②

# 医療保険制度改革について

16



終